

第7 消防教育

1 教育方針

本県は、台風、洪水、地震、津波など多数の災害発生要因を有しているとともに、近年の産業の進展による都市の広範化、流通の活性化による交通事情の急激な変化、さらには情報化、高齢化などにより社会環境が大きく変化しようとしており、これに伴って各種災害発生の増加が予想される。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災以降、消防に対する県民のニーズは増大し、消防機関はその期待に応じる必要がある。

一方で、団塊世代や組合消防発足時の採用者の大量退職により、消防本部職員の構成が若年化し、災害対応力の低下が懸念されている。

こうした状況のなか、消防に対する県民の期待と関心はより一層高まりを見せており、救急需要の更なる増加と相まって救急処置の高度化、大規模災害への対応など消防需要にも迅速的確な対応が求められているほか、警防、予防、救急、救助、防災・危機管理等の広範な業務を任務とする消防職員及び消防団員の資質の向上を図ることは喫緊の課題となっている。

こうした情勢を踏まえ、「宮城県消防学校教育基本計画(第Ⅰ期計画 平成27年度～平成31年度)」を定め、「宮城の安全・安心を担う真の消防人を創る」の基本理念に基づき、「協働と参画」・「選択と集中」・「震災からの教訓」・「創造力の醸成」の4点を基本方針とし、基本的な消防業務の知識・技能を身につけさせるとともに、初任総合教育の更なる充実と効率化、専科教育及び特別教育の高度専門化、幹部教育の階層に相応しい組織運営教育の充実強化等を図ることにより、大規模災害や複雑化する災害に即応できる高度な専門知識と技能を修得させ、防災・危機管理意識の醸成と、更には組織活動の基本である規律の保持、体力の錬成、正しい倫理感と協調精神を涵養し、積極的かつ能率的に職務を遂行できる消防人の育成に努めている。

同計画期間終了に当たり、平成27年度から平成29年度までの訓練内容を検証・評価するとともに、近年の消防行政を取り巻く社会生活環境や消防に対する住民ニーズ等の変化を見据え、今後5年間の教育訓練の指針となる「宮城県消防学校教育基本計画(第Ⅱ期計画 令和2年度～令和6年度)」を策定した。

2 教育計画及び教育内容

消防学校規則(昭和46年宮城県規則第35号)第2条に定めるところにより、年間の教育訓練計画を策定し、計画的に教育訓練を実施した。

(1) 消防職員の教育訓練

初任総合教育については基礎的な学術及び技能を、専科教育等については専門知識、技能の習得に効果のある教育を、幹部教育については幹部として習得すべき事項に関する教育を、特別教育については専門的分野を重点的に習得する教育訓練を実施した。

ア 初任総合教育

新規に採用された消防職員に対し、職務遂行に不可欠な基礎知識、技能の習得、人格の形成、厳正な規律の保持及び旺盛な士気と体力の錬成を図り、職務を的確に遂

行できる基本教育（初任教育）を行うとともに、高度な救助・救急技術の専門的教育訓練（救助科・救急科）を一体的に行い、多様な現場活動に即応できる人材を育成するための総合的な教育訓練を実施した。

イ 専科教育

現任の消防職員に対して特定の分野に関する専門的な教育を実施した。

- ① 「警防科」② 「予防査察科」③ 「危険物科」④ 「救急科」

ウ 幹部教育

幹部として習得すべき事項に関する教育訓練を実施した。

- ① 「初級幹部科」

エ 特別教育

専門的分野を重点的に習得する教育訓練を実施した。

- ① 「救急救命士処置拡大講習」② 「救急救命士再教育講習」③ 「通信指令員教育講習」④ 「救助隊員再教育講習」

（2）消防団員の教育訓練

教育訓練計画に基づき、実科、学科について、各教育それぞれ特色のある教育を実施した。

ア 基礎教育（現地教育）

新任の消防団員に対して基礎的な教育訓練を実施した。

イ 専科教育

現任の消防団員に対し特定の分野に関する専門的な教育訓練を実施した。

「警防科」

ウ 幹部教育

幹部として習得すべき事項に関する教育訓練を実施した。

- ① 「初級幹部科」② 「指揮幹部科（分団指揮課程）」③ 「女性消防団員活躍推進講習」

（3）消防職員及び消防団員以外の者の教育訓練

一般教育

- ① 「幼少年消防クラブ指導者研修」

幼少年消防クラブ指導者に対して、一日入校による基礎的な教育訓練を実施し、防火防災意識の高揚に努めた。

- ② 「防災研修」

市町村、教育機関及び消防本部等が主体となった防災研修に対して、消防学校教官による支援を行う。

3 令和2年度教育訓練実施状況

表1 教育訓練実施状況

令和3年3月31日現在

教育訓練種別	区分	教育訓練期間	教育訓練 総日数	教育訓練 実日数	教育訓練 人員	階級別入校者人員								
						A	B	C	D	E	F	他		
初任総合教育 (第二十四期)	初任教育	4月7日～9月28日 3月18日	173	116	84								84	
	救助科	10月1日～10月29日	265	30	180	21	84					84	84	
	救急科	1月14日～3月17日		62	43	84							84	
消防職員教育	予防査察科(第9期)	12月7日～12月18日	12	10	22					17	4		1	
	危険物科(第6期)	11月16日～1月20日	5	5	20					15	2		3	
	救急科(現任)	1月14日～3月17日	63	43	1								1	
	幹部教育	初級級幹部科(第35期)	1月18日～12月20日	12	10	28			20		8			
	特別教育	救急救命士処置拡大講習 ビデオ喉頭鏡①	11月27日	1	1	37	1	5	31					
		救急救命士処置拡大講習 ビデオ喉頭鏡②	12月4日	1	1	37	1	5	30		1			
		救急救命士再教育講習	12月14日～12月17日	4	4	30		2	10		14	2	2	
	小計		363	254	259	2	12	91		55	8		90	
	消防団員教育	基礎教育	現地教育(名取市)	2	2	19						1		18
		基礎教育(第15期)	12月7日～12月8日	2	2	21					1	3		17
専科教育		警防科(第5期)	2	2	22			1		3	5		13	
幹部教育		初級幹部科(第14期)	12月14日～12月15日	2	2	28					2	25		1
		指揮幹部科(分団指揮課程) (第7期)	11月30日～12月1日	2	2	41		17	13		10	1		
特別教育		女性消防団員活躍推進講習	12月5日～12月6日	2	2	16			1		2	2	11	
小計		12	12	147	0	17	15		18	37		60		
その他	一般教育	7月24日	1	1	20	幼少年消防クラブ指導者研修								
	小計		1	1	20									
合計			376	267	426									

「階級別入校者人員」欄には、吏員又は団員の階級準則に基づく入校者の階級を次の区分にしたがって計上した。
 ただし、準則に定めない階級の者については当該階級の直近下位の準則に定めのある階級に計上した。
 ※ 消防司令長・団長・副団長－A 消防司令・分団長－B 消防司令補・副分団長－C
 消防士長・部長－D 消防副士長・班長－E 消防士・団員－F
 他－消防団員又は消防職員以外の者
 ・ 未修了者人員を含む。
 ・ 初任総合教育人員は、初任教育・救助科のみの教育訓練人員を含まない。

